

解体工事計画の説明を受ける住民の皆さんへ

横浜市では、「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」(以下「条例」)に基づき、中高層建築物等の建築に既存建築物(非木造)の解体工事を伴う場合において、当該解体工事計画についても、建築主から近隣住民の皆様へ説明することを義務付けています。このチラシは横浜市が作成し、条例に基づき説明資料に添付し、配付をお願いしているものです。

ステップ1 建築主の説明を聞きましょう

解体工事計画の概要

- ・解体される建物の規模・構造、アスベスト等の使用の有無
- ・工事期間 (例) 作業時間、日・祝祭日の作業の有無
- ・工法・作業方法 (例) 振動・騒音・粉じん対策、アスベストの除去方法等
- ・近隣家屋への影響 (例) 家屋調査実施の有無など
- ・工事車両の通行 (例) 搬入等の運行経路、安全対策



説明を受けるときは、分かるまで説明を求めましょう。みなさんが不在だった際には不在票等が投函される場合があります。その場合、建築主に連絡をとり説明を受けることができます。

ステップ2 要望を整理して建築主と話し合しましょう

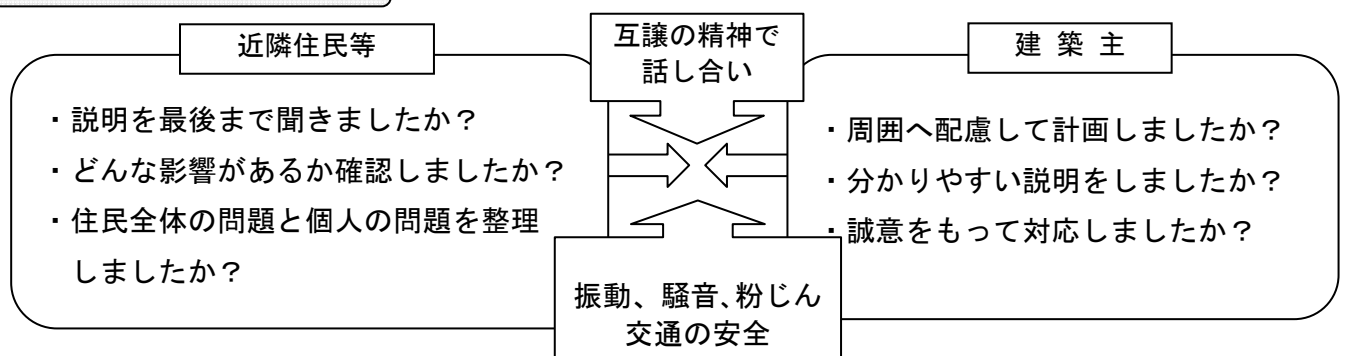
(1) 要望事項を整理

- ・問題点を整理
- ・改善を希望する内容を理由も付けて書面にする
- ・要望に対する回答期限は明確にする

(2) お互いの立場を尊重し、譲り合いの精神で話し合う



話し合いでの両者の立場



※お互いが一方的な主張に終始すると、話し合いが成立せず双方にとって不利益です。

※話し合いを行ったにもかかわらず、その解決が困難となった場合、条例に定める近隣住民・周辺住民は、解体工事が完了するまでの間、市長に紛争調整の申し出を行うことができます。

ご不明な点がありましたらお問い合わせください。
横浜市建築局中高層調整課 電話 045-671-2350、2351

工事概要

工事名称	古河電気工業(株)横浜社宅解体工事
工事場所	【三ツ沢】神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢西町34番10 【宮ヶ谷】神奈川県横浜市西区宮ヶ谷25番6
発注者	古河電気工業株式会社
施工者	清水建設株式会社 横浜支店
工期	2016年10月1日 ~ 2017年8月31日
敷地面積	【三ツ沢地区】11,300㎡ 【宮ヶ谷地区】5,100㎡ 計16,400㎡
解体面積	14,500㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造
杭及び基礎種別	杭基礎
建物規模	地上 1~5 階 解体建物 8棟 他、付属工作物

工事工程表

年	2016年			2017年								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
	着工 ▼											引渡 ▼
準備工事	1ヶ月切替・什器処分											
三ツ沢5号棟			解体工事								敷地造成	
三ツ沢3号棟				解体工事								
三ツ沢4号棟				解体工事								
三ツ沢1号棟				解体工事								
三ツ沢2号棟			解体工事									
三ツ沢球技場側 擁壁解体工事								解体工事				
宮ヶ谷5号棟				解体工事							敷地造成	
宮ヶ谷4号棟				解体工事								
宮ヶ谷寮			解体工事									

解体工事のポイント

1. 作業時間及び休日

- ・作業時間は原則として午前8時から午後6時までとさせていただきます。
(音・振動の少ない作業については、そのかぎりではない事もあります)
但し、解体重機作業については午後5時までとさせていただきます。
(作業時間の前後30分から1時間程度、搬出入・準備・片付けを行います)
- ・土曜日・日曜日・祭日は原則としてお休みとさせていただきます。

※以下の場合は上記時間以外にも作業をさせていただく場合があります。

- ・天災等の緊急時または工事を中断することが工事安全管理上困難と判断される場合、またその補強作業等。音・振動が少ない作業。

2. ご近隣の皆様の安全確保

【交通対策】

- ・前面道路の利用者の安全誘導のため工事用出入口付近に警備員を配置します。
- ・解体材の搬出等の工事車両が多くなる時期は車両搬出入の間隔を調整する等の対策をとり、計画地周辺道路での交通渋滞を防止します。
- ・工事関係車両が現場周辺道路に違法駐車、待機しないようにします。

【危険防止・火災防止について】

- ・前面道路に面した部分や近隣と接する部分については仮囲いを設置し 工事エリアを区画します。
- ・現場内には消火器を常備し、火気使用作業時は、消火用水も併せて配置し、当該作業終了時に火気の後始末の点検を行うなど火災予防対策を徹底します。

3. 騒音・振動・粉塵飛散災害防止

- ・ご近隣様に近接した既存解体工事では、養生足場に防音パネル等を張り、騒音・飛散防止対策に配慮します。
- ・既存家屋解体工事では、低騒音・低振動・低燃費型同等のものを使用し、騒音・振動の少ない圧砕工法の採用をするなど、騒音・振動を抑制するように努めます。
- ・解体作業中は、散水を十分に行い粉塵の飛散防止に努めます。

4. 石綿含有物の適正処理

- ・労働安全衛生法・特定化学物質等障害予防規則等の法規制他に準拠し、適正に処理します。

5. 最後に

ご隣接建物等に損傷を及ぼさないよう施工方法に万全の対策を講じます。
工事中、問題が生じたときは、その都度誠意をもって協議し、その解決に努め、工事を進めさせていただきます。

皆様方のご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

6. 問合せ先

(1) 解体工事について

連絡先 : 清水建設株式会社横浜支店 建築第二部
電話番号 : 045-253-2216

(2) 上記以外について

連絡先 : 古河電気工業株式会社 人事総務部不動産管理課
電話番号 : 03-3286-3062

